通所リハビリテーション

重要事項説明書

医療法人 松城会 介護老人保健施設 希望の里

1. 重要事項説明書の目的

利用者が介護老人保健施設希望の里通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)((以下「当施設」という)を利用するにあたり、当施設の運営についての重要事項に関して、当施設と利用者及び利用者の身元引受人(以下「身元引受人」という)との間に契約を結び、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを目的とします。

2. 適用期間

本重要事項説明書は、利用者が通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用同意書を当施設に提出したのち、効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

3. 施設の名称等

名 称 医療法人 松城会 介護老人保健施設 希望の里 所在地 鹿児島県霧島市隼人町姫城二丁目157番地 電 話 0995-43-1600 FAX 0995-43-2359

4. 運営方針

利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の予防ができるよう、目標設定と計画性に基づく通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスの実施により達成できるよう努めます。又ご家族、市町村及び居宅介護支援事業所(介護予防支援事業所)等との連携に努めます。

5. 職員の職種、人数及び職務の内容

管理者 1名 (常勤) 施設全般に関わる責任者

医 師 1名(常勤) 診察、薬の処方及び治療等による医学的管理

看護職員 1名以上(常勤) 医師の指示による薬の与薬や処置等 検温、血圧測定等の利用者の健康管理や介護業務の兼務

介護職員 3名以上(常勤) 日常生活上(食事、入浴、排泄、更衣等)の援助 支援相談員 1名以上(常勤) 利用者、身元引受人又は利用者の親族からの御相談・苦情の窓口 介護保険に関わる申請代行

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上(常勤) 身体の維持回復のための機能訓練やその他必要なリハビリテーションの実施、 相談、助言

管理栄養士又は栄養士 1名以上(常勤) 食事提供による栄養管理又は指導

6. 営業日及び営業時間、定員

- 1. 営業日
 - 日曜日及び元日以外。
- 2. 営業時間

利用者及び御家族のご要望に応じた時間となります。 (通常午前8時から午後5時まで)

3. 定員

1日30名 (介護予防サービス利用を含める)

7. 送迎の実施地域

基本的には霧島市内の国分・隼人町地域としますが、その他の地域につきましては、 利用者又はご家族の相談に応じ実施致します。

8. 身元引受人

- 1. 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。
 - ① 行為能力者(民法第20条第1項に定める行為能力者をいう)であること。
 - ② 弁済をする資力を有すること。
- 2. 身元引受人は、本重要事項説明書上当施設に対して負担する一切の債務を極度額 50万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3. 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
- ② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引き取りの処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引き取りをすること。但し、遺体の引き取りについて、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主催者に引き取っていただくことができる。
- 4. 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若 しくは他の利用者に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は 反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間

- 内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5. 身元引受人の請求があった時は、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払い期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

9. 利用料金

- 1. 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本重要事項説明書に基づく 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の対価として、別 紙「利用料金表」をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用 したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 2. 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月4日までに作成し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の5日以降から末日までに支払うものとします。
- 3. 請求書は、送迎の際に職員が利用者又は身元引受人にお渡し致します。
- 4. 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けた時は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して領収書を所定の方法により交付します。
- 5. 支払いの方法は現金及びクレジットカード、電子マネーとさせて頂きますが、身元引受人が遠方の方の場合のみ現金書留及び口座振込の方法でも構いません。尚、ご利用できるクレジットカード、電子マネーの種類につきましては、当施設受付にてご確認ください。

【振込口座】

金融機関名	鹿児島銀行 隼人支店		
預金の種類	普通	口座番号	626633
口座名義人	医療法人 介護老人保健施設 理事長		松城会 希望の里 岩城 政秋

10. 利用者に対する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスの内容

- 1. 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を中心としたリハビリテーションサービス
- 2. 食事、排泄、入浴等の看護介護サービス
- 3. 送迎サービス

- 4. 日常生活動作訓練
- 5. レクリエーション、その他の行事及びボランティアによる活動の実施
- 6. 管理栄養士又は栄養士による栄養指導
- 7. 口腔機能の向上を目的とした口腔清掃の指導、実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導、実施

11. 施設の利用にあたっての留意事項

- 1. 施設長及び職員の指導又は指示に従って頂きます。
- 2. 他の利用者の迷惑にならないようお静かに願います。
- 3. 電気器具の使用の際は、看護師長に申し出て頂き許可を得てから使用して下さい。
- 4. 飲酒及び喫煙は原則禁止とさせて頂きます。

12. 身体の拘束

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し身体拘束その他、利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、利用者本人又は身元引受人の同意を同意書により得ることとし、身体拘束に関する記録は、「身体拘束廃止委員会」の協議で採決した各種様式に記録することとします。

13. 褥瘡対策

利用者に対し、良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めます。また、褥瘡の予防・対策につきましては、当施設に設置してある「褥瘡対策委員会」にて協議作成した書類(マニュアル等)に基づいて対応致します。

14. 感染対策

- 1. 利用者の使用する施設、食器、その他の設備又は、飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。
- 2. 感染予防及び感染症発生後の対応につきましては、当施設に設置してある「感染対策委員会」にて協議作成した書類(マニュアル等)に基づいて対応致します。

15. 秘密の保持及び個人情報の保護

1. 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙「個人情報の利用目的」のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。また、職員でなくなった後においても同様とします。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
- ② 居宅介護支援事業所(地域包括支援センター、〔介護予防支援事業所〕)等との 連携。
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等。
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合。(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
- 2. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。

16. 緊急時、事故発生時の対応

- 1. 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、 早急に隼人温泉病院(0995-42-2151)での受診ができる体制をとっております。
- 2. 当施設は、利用者に対し、当施設における通所リハビリテーション(介護予防通 所リハビリテーション)での対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要 と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3. 前2項のほか、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。
- 4. サービス提供等により事故(転倒、転落等)が発生した場合、当施設職員が迅速に対応し、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。又事故の原因、対策及び予防については「事故防止対策委員会」にて協議作成した書類(マニュアル等)に基づいて対応致します。

17. 要望又は苦情等の申し出

利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供するサービスに対しての要望又は苦情等について、責任者である施設長又は支援相談員に申し出て頂くか、施設内にございます「ご意見箱」に備え付けの用紙にて御投函下さい。この他にも下記のような機関でも苦情処理を行っています。

名 称 鹿児島県国民健康保険団体連合会

所在地 鹿児島市鴨池新町6番地6

電 話 099-206-1084

名 称 霧島市国分庁舎 長寿・障害福祉課 介護保険グループ

所在地 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45-1

電 話 0995-45-5111

名 称 高齢者いきいき推進課 所在地 鹿児島市鴨池新町10番1号 電 話 099-286-2674

名 称	
所在地	
電 話	

17. 記録

- 1. 当施設は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション) の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。(診療録 については、5年間保管します。)
- 2. 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた時はこれに応じます。
- 3. 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めた時は、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合、その他利用者の利益に反する恐れがあると謄写が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4. 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5. 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めた時は、利用者の承諾がある場合に限りこれに応じます。但し、利用者の利益に反する恐れがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

18. 賠償責任

- 1. 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供に伴う当施設の責任によって、利用者が損害を受けた場合、当施設は利用者に対し損害を賠償致します。
- 2. 利用者の責任により当施設が損害を受けた場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、損害を賠償して頂くことがあります。

19. 利用者からの解除

- 1. 利用者は当施設に対し、利用中止の意思表明をすることにより、本重要事項説明書に基づく通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用を解除することができます。
- 2. 身元引受人も前項と同様に通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

20. 当施設からの解除

- 1. 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本重要事項説明書に基づく通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用を解除することができます。
 - ① 利用者が要介護認定において自立と判定された場合。
 - ② 利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画で定められた利用時間数を超える場合。
 - ③ 利用者の病状、心身状態が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスの提供を超えると判断された場合。
 - ④ 利用者及び身元引受人が、本重要事項説明書に定める利用料金を3ヶ月分以上滞納し、その支払いを催促したにも関わらず納入して頂けなかった場合。
 - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷、その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用 させることができない場合。
- 2. 1年間御利用のない場合は、契約の終了とさせて頂きます。

21. 重要事項説明書に定めのない事項

この重要事項説明書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

22. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。